【資料４】

（仮称）新潟市障がい者基本条例にかかる
意見集約のための作業部会報告書

平成２４年２月１５日

新潟市障がい者施策推進協議会
（仮称）新潟市障がい者基本条例にかかる意見集約のための作業部会

目次

１　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　作業部会設置までの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

３　作業部会実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

４　まとめ－作業部会における意見－・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
項目１　基本条例の意義・必要性について・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
項目２　基本条例を検討するうえでの視点について・・・・・・・・・・・・　４
項目３　基本条例の名称について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
項目４　基本条例の目次について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
項目５　基本条例の目的について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
項目６　基本条例制定により期待する効果・制定後の取り組みについて・　８
項目７　基本条例制定の過程における課題について・・・・・・・・・・・・　９
項目８　国内関連法との関係について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
項目９　基本条例の作成手順について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

５　参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
（１）　作業部会構成委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
（２）　先進都市の条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
①熊本県「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」・・・・・　12
②千葉県「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」　20
③北海道「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」・・・・・・・・・　32
④さいたま市「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　43
⑤岩手県「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　54
⑥八王子市「(仮称)障害がある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　58

１　はじめに

ノーマライゼーションの広まりとともに、近年では、障がいのある人が地域で暮らすための環境整備や福祉サービスは徐々に充実してきました。

平成１８年に国際連合において障がい者の基本的人権を保障する「障害者の権利に関する条約」が採択され、条約の批准に向けて障がい者に関わる法改正の動きが活発になってきました。

国においては、障がい者制度改革推進会議が設置され、権利条約の批准と具現化に向けた障害者基本法の改正や、障害者虐待防止法の制定等があり、障がいのある人が地域で暮らすための法的整備を含む環境整備や福祉サービスがその充実に向けて大きく変わろうとしてきています。

しかしながら、未だに、障がいのある人は、社会の理解や認識の不足により、障がいを理由に不利な扱いを受けたり、障がいに対する配慮が十分でないために日常生活の様々な場面で暮らしにくさを感じています。

また、差別は、それとは気づかずに行なわれることも多いことを考えれば、差別をなくす取り組みは、様々な立場の市民がお互いに理解を深め、協力し合って進めていくことが重要であり、さらに、障がいのある人自身も、これまで以上に、自らの状況について理解を深めてもらうための主体的な活動や発信が求められてきます。

私たち誰もが加齢や疾病により体の機能が低下していくことを考えれば、障がいのある人の暮らしやすい社会づくりは、全ての人々の共通の課題でもあります。

こうしたことから、平成１９年に千葉県では、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が制定され、その後北海道、岩手県、熊本県、さいたま市でも同様の条例が制定されました。

本市においても多くの人が、身体的な、知的な、あるいは精神的な障がいを抱えて暮しています。

「(仮称) 新潟市障がい者基本条例」について作業部会で議論を行ってきました。これまでの議論を踏まえ条例が制定され、行政や、事業主、団体、個人など様々な立場の市民の皆様の理解とご協力をいただき、障がいのある人に対する誤解や偏見をなくすとともに、日々の暮らしや社会参加を妨げているハードとソフトのバリアを解消することにより、誰もが暮らしやすい社会づくりが進められるよう願っています。

新潟市障がい者施策推進協議会
（仮称）新潟市障がい者基本条例にかかる意見集約のための作業部会
部会長　松永　秀夫

２　作業部会設置までの経緯

平成 18 年 12 月に国連で障害者権利条約が採択された後、政府による批准に向けた調査・検討を行うとする動きの一方で千葉県や北海道を初めとする自治体による独自に条例を制定又は制定に着手するなどの動きがあり、現在もその動きは活発となっています。

本市では、平成 20 年 9 月市議会一般質問の「(仮称) 障がい者基本条例（以下、基本条例)」の制定について」において、「基本条例を含めて幅広い議論を行う必要がある」と市長答弁したことを受け、平成 21 年 10 月から新潟市障がい者施策推進協議会（以下、協議会）で調査・研究のための議論を進めてきました。

政府では「障がい者制度改革推進会議」において権利条約批准に向けた障害者基本法の改正が意見として明示されたのち、平成 23 年 8 月に障害者基本法が改正され、平成 25 年には障害者総合福祉法（仮称）が施行されることになっています。

これらを受け、本市では平成 23 年 5 月 25 日の協議会において、「(仮称) 新潟市障がい者基本条例にかかる意見集約のための作業部会」を設置し、条例の必要性等について検討を行い、基本条例のあり方をはじめ、期待する効果や制定後の取り組みなどについて意見をまとめることとなりました。

○　平成 21 年 10 月 16 日

協議会において、障害者権利条約や障がい者基本条例を制定している先進自治体の例を挙げて理解を深めました。

○　平成 22 年 3 月 5 日

協議会において、法令の関係性および障害者権利条例の特徴や条約を構成する重要概念である「合理的配慮」について具体例を挙げて認識を深めました。

○　平成 22 年 11 月 26 日

協議会委員のほか関係所属、関係附属機関、市議会議員、一般市民を対象とした障がい者の権利に関する講演会「障がい者の地域生活と権利擁護　～障がい者権利条約と国内法整備を踏まえて～」を開催しました。

同日、講演会終了後に講師をオブザーバーにむかえ、協議会において、障がい者権利条約や障がい者基本条例についての意見交換、市としての取り組みについて検討を行いました。また、委員が所属する団体における全国の条例づくり学習会への取り組み支援について紹介があり、情報の共有化も図られました。

○　平成 23 年 2 月 28 日

全国自立生活センター協議会の主催で、勉強会「障害者差別禁止条例制定に向けた熊本の取組み」を開催しました。(共催:新潟市障がい者施策推進協議会、

社会福祉法人自立生活福祉会（特定非営利活動法人自立生活センター新潟））

熊本における取り組み事例を中心に、障がい者の権利擁護と差別禁止について理解を深めました。

○　**平成 23 年 5 月 25 日**

協議会において、附属機関として市長へ提言するための中間まとめを行う作業部会の設置が発案され、その設立が承認されました。

３　作業部会実施状況

第１回　　平成 23 年 6 月 28 日（火）
部会長・副部会長の選出
条例についての考えかた等意見交換その１

第２回　　平成 23 年 7 月 28 日（木）
条例についての考えかた等意見交換その２

第３回　　平成 23 年 8 月 23 日（火）
作業部会で行う作業項目とその優先順について

第４回　　平成 23 年 10 月 14（水）
各作業項目の議論その１

第５回　　平成 23 年 11 月 11 日（金）
各作業項目の議論その２

第６回　　平成 23 年 12 月 15 日（木）
意見集約とりまとめ作業その１

第７回　　平成 24 年 1 月 19 日（木）
意見集約とりまとめ作業その２

４　まとめ　ー作業部会における意見ー

基本条例制定についての意義・必要性，検討するうえでの視点など項目別に議論を行ってきました。その内容は、下記の項目別意見のとおりです。

結論として、本市においても基本条例の制定が必要であるということで作業部会としての意見がまとまりました。

なお，条例の名称案を「（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり基本条例」としました。

項目１	基本条例の意義・必要性について

人は誰しもが、その生きる過程の中で疾病や心身の機能障がいを背負う。このことは、過去のどの時代においても共通のことであり、また同時代の全ての年代においても当てはまることである。つまり、障がいのある人は、特別な存在ではなく、当たり前の社会の構成員である。

基本条例の意義は、この新潟市において、すべての市民が、障がいの有無に関わらずどのような状況にあっても、社会を構成する一員として自分らしい生活を生き生きと営み、支えあいのまちづくりに参加・参画し、それにより、だれもが暮らしやすい、共生の地域社会づくりを進めることが大切であることについて、市民共通の理解を広げることにあると考える。

障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるようにしていくためには、障害者権利条約が批准され、かつ、虐待防止法等が整備されたとしてもそれだけでよいものではなく、人々の暮らしの場であるこの地域・新潟市に障がいの有無を越えた共生・交流の日常が具体化されていることが重要である。

また、全国の条例づくりの動向から、当事者あるいは支援者が加わることにより、内容の濃い条例の策定が期待される。

このような観点から、基本条例は、共生の地域社会づくりを目指し、障がいのある人の復権再生（人格及び人権の尊重の具現化・具体化）について定めた、障害者権利条約を具現化するものであり、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる政令市新潟を創っていくために必要である。

項目２	基本条例を検討するうえでの視点について

共生社会を実現していくために、障がい者のあらゆる権利の尊重と実現、及び差別の禁止に向けた合理的配慮が基本条例を検討するうえで必要となる。

（１）障がいの捉え方＝「社会モデルの理念重視」

権利条約では前文で書かれており、障害者基本法では社会モデルで障がいを定義していることから、新潟市としても社会モデルの理念を踏まえて定義づけるべきである。

（２）差別の定義

権利条約第２条では、直接差別、間接差別、合理的配慮の欠如が差別に当たると規定されている ことから、新潟市としても合理的配慮について記述し、場面に限定されないように定義すべきである。

（３）インクルーシブ教育

権利条約第２４条では「あらゆる段階におけるインクルーシブ教育制度」が掲げられており、障害者基本法第１６条でも示されているように、新潟市としても障がいのある子どもたちへの教育はインクルーシブ教育を基本とするよう定めるべきである。

（４）労働及び雇用

権利条約第２７条では「他の者と平等を基礎として、労働について権利を認める」とされていることから、新潟市においても条文に反映するべきである。

（５）地域生活の権利

権利条約第１９条では「特定の生活様式で生活するよう義務づけられない」とされ、入所施設や精神科病院での生活を強いることを否定している。

千葉県条例第３条でも「地域で暮らす権利を有する」と書かれており、新潟市においてもこれを参考に定めるべきである。

（６）言語についての規定と情報及びコミュニケーションの保障

権利条約第２条で「手話その他の形態の非音声言語等も言語」と規定しており、障害者基本法にも盛り込まれていることから、新潟市においても条文に反映すべきである。

また、権利条約第２１条の「あらゆる形態の意思疎通の権利を行使できる」ことから、これらの保障について反映させるとともに、その施策の強化についても盛り込むべきである。

（７）障がいのある人の施策への参加保障

権利条約第４条では「障がいのある人を代表する団体を通じて、障がいのある人と緊密に協議し、かつ、障がいのある人を積極的に関与させる」とされ、障害者基本法においても、「障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない」とされていることから、新潟市においてもこれを反映させる条文を定めるべきである。

（８）施設の利用や交通及び移動アクセスの強化

権利条約第９条でアクセシビリティについて定めており、また障害者基本法第２１条においてもバリアフリー化を定めていることから、新潟市においてもこれらを推進する内容とすべきである。

（９）障がいのある女性と子どもについての定義

権利条約第６条で「複合的な差別を受けている障がいのある女性 」について定義していることから新潟市においても条文に反映すべきである。また、子どもについても同様に条文へ反映すべきである。

（10）救済のシステム

実効性と透明性のある救済のシステムが必要である。

（11）障がいのある人と市民の相互理解

特に障がいのある人は特別な市民ではなく、一市民として生活していくために一定の環境整備が必要な状況にある市民であるという理解の共有化を図るという視点が必要である。

（12）障がいのある人が置かれている社会環境

国・県・市の施策、市民意識、当事者意識、差別事例などについて「社会的障壁」と考えられる事例とその存在背景の確認をすることが必要である。

（13）障害者基本法改正及び自治体による条例制定が増加している背景

社会的背景となる、障害者基本法の改正をはじめとする国内法の整備の内容と動向の確認をする必要がある。

また、自治体による条例制定が増加している背景についても検証し、内容を考慮して条文化する必要がある。

（14）罰則規定設定の可否

罰則規定の可否については、先進事例等を検証し必要に応じて参考にしながら、検討を行う必要がある。

項目３	基本条例の名称について

基本条例の名称案としては､｢障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり基本条例」とする。

なお、案としてあげられたものとしては次のものがあった。

・「障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり基本条例」
・「障がいのある人もない人もみんなで生きるために助け合う新潟市づくり基本条例」
・「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい新潟市づくり条例」
・「誰もが自分らしく生き生きと暮らせる新潟市の障がい者基本条例」
・「障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例」
・「新潟市の障がい者に関する条例」

■参考：各都市条例名称
・千葉：障がいのある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例
・北海道：北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例
・岩手：障がいのある人もない人もともに学び共に生きる岩手県づくり条例
・さいたま市：さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例
・熊本：障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例

項目４	基本条例の目次について

基本条例の目次については、先進都市の条例を参考にして不足のないよう項目を定める。

なお、先進都市の条例を参考資料として本報告書に添付する。

項目５	基本条例の目的について

障がいの有無に関わらず市民一人ひとりが、障がいのある人の公正・平等の取り扱い、差別の禁止、虐待の防止及び支援・合理的配慮について定め、障がいのある人の人格及び人権が尊重されること、また、障がいのある人を取り巻く状況について理解を深めることを目的とする。

さらに、条例の制定が、市民憲章にうたわれた願い（共生と共助の地域社会／一人ひとりの尊厳）を実現していくことになると考える。

（市民憲章抜粋）
すこやかな生活は、わたしたちすべての願い。
新潟は、みんなで生きるために、助け合うまち。
はぐくむ心が、いのちを育てる。
新潟は、一人ひとりが大切にされ、いかされるまち。

また、条例づくりの過程におけるメリットとして、障がい者団体がお互いの課題の解決のために、意見を出し合い団結していく契機となると考えられる。

項目６	基本条例制定により期待される効果・制定後の取り組みについて

■制定により期待される効果

基本条例の制定により、障がいの捉え方、障がいのある人の置かれている社会的環境での、差別事例を検証することや、障がいのある人への支援や合理的配慮がひとつひとつ具体的に示されることで、市民共通の理解を広げることができると期待される。

＜期待される点＞

（１）障がいのある人の公正・平等の取り扱い
（２）差別の禁止
（３）虐待の防止
（４）障がいのある人への支援
（５）合理的配慮
（６）障がいのある人の人格及び人権の尊重
（７）これらのことについて、際限なく負担を増やすものでないということ
（８）力づけ、笑顔の返礼、いやしといった循環を生みだすこと
（９）障がいの有無に関わらず、一人ひとりがその人生の主人公であること

（10）社会保障は困ったとき誰でも必要な支援を受け取れる私たちの社会の仕組み・セーフティネットであること

■制定後の取り組み

（１）基本条例の周知と理解の共有化を図り、その具体化に向けた地域での具体的取り組みの検討が必要である。

（２）基本条例に基づき市民・関係団体・関係機関・市等の責務及び活動・事業・施策が具現化されているかの検証及び改善、推進を図るしくみづくりが必要である。

項目７	基本条例制定の過程における課題について

条例制定の意義及び必要性、条例の目的及び内容についての理解の共有化を図るための取り組みが、市民、障がい当事者、当事者団体、市、議会等あらゆる分野で必要となる。

また、障がい者団体の連帯組織の設立が不可欠である。

政令市として先見的に取り組むことを市長自らが宣言することが必要である。

■具体的な取り組み課題として次のようなものが考えられる。

（１）全ての人権を、全ての障がいのある人に対し、完全かつ平等に保障するため、個別具体の法的義務を考える必要がある。さらに、その義務の履行を客観的に監視する仕組みづくりが検討課題である。

（２）基本条例の制定は市民の人権意識を高め、障がいや障がいのある人・障がい者施策についての関心を高め、さらにそれらを見直すよい機会となる。基本条例が障がいのある人たちだけのためではなく、すべての市民のための条例であることから、市民への周知、広報をを十分に行うこと。

（３）基本条例は、障がい観の転換（医学モデルから社会モデルへ）と、障がい者観の転換（保護の客体から人権の主体へ）に資するものであり、社会モデルの考え方からどのように「障がい」を定義するかを検討検討すること。

（４）この条例は、障がい者及び障がい者団体の主体性の発揮「Nothing about us without us（私たち抜きに私たちのことを何も決めないで）」と、障がい者団体相互の連帯性を向上に資することから、基本条例作成においては障がい者及び障がい者団体の意見が多く反映されるべきである。

項目８	国内関連法との関係について

市として、障害者権利条約の考え方と、国内関連法の整備の状況を確認し、整合性をとりながら必要に応じて条例に反映させる。

国内関連法があればいいという考え方ではなく、市民にとって必要な内容を具体的に基本条例に示す必要があり、合理的配慮を重視する等の改正障害者基本法などを反映した条例であることが前提である。

国内の先進事例の内容を検証し必要に応じ参照すること。

項目９	基本条例の作成手順について

（１）新潟市障がい者施策推進協議会が市長に意見書を提出する。

意見書の中に障がい者団体の意見または当事者の意見を聴いた結果を明記する、あるいは意見を聴く必要があると明記する。

（２）条例制定のための検討委員会を設置する。

（３）検討委員会が条例制定の趣旨、条例の方向性及び内容、取り組むべき施策、条例素案について協議検討し、まとめる。

（４）市は、市民への意見聴取と周知、市議及び市議会への説明・協議、パブリックコメント、議会提案へのスケジュール調整などを行う。

５　参考資料

（１）　作業部会構成委員

新潟市障がい者施策推進協議会委員で構成
委員区分より各１名（障がい者団体は２名）選出

区分	所属等	氏名
障がい者団体	（福）新潟県視覚障害者福祉協会 理事長	松永　秀夫
障がい者団体	（福）新潟地区手をつなぐ育成会 会長	熊倉　範雄
障がい福祉事業者	（福）自立生活福祉会 事務局長	遁所　直樹
学識経験者	新潟県立大学　人間生活学部 教授	島崎　敬子
公募委員		塚野　正治

（２）　先進都市の条例

①熊本県　「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例をここに公布する。
平成２３年７月１日
熊本県知事蒲島郁夫
熊本県条例第３２号
障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例
目次
前文
第１章総則（第１条－第７条）
第２章障害者の権利擁護
第１節不利益取扱いの禁止等（第８条－第１０条）
第２節不利益取扱い等に関する相談（第１１条－第１５条）
第３節不利益取扱いに該当する事案の解決のための仕組み（第１６条－第２０条）
第３章県民の理解の促進（第２１条）
第４章熊本県障害者の相談に関する調整委員会（第２２条）
第５章雑則（第２３条・第２４条）
附則

私たちが住む熊本県では、先人のたゆまぬ努力により、共に支え合い、助け合う地域社会が築かれてきた。しかしながら、その地域社会には、障害者が障害を理由として差別を受けたり、障害への配慮がないため暮らしにくさを感じたりするなど、依然として、障害者にとって地域での安心した生活が妨げられている状況がある。

これまで、障害者への理解を深める様々な取組が行われてきたにもかかわらず、このような状況が続く背景には、障害者の社会参加を制約している物理的な障壁あるいは障害者に対する偏見や誤解といった意識上の障壁など、様々な社会的障壁がある。今、私たちには、障害者を取り巻くこれらの障壁を取り除く取組が求められている。

国内外において、障害者の権利を擁護する意識が高まりつつある中で、熊本県においても、障害を理由とした差別をなくし、社会的障壁を取り除く取組を促進し、障害のある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会を実現しなければならない。

ここに、この使命を強く自覚し、県民一人一人が力を合わせて、こうした社会を着実に築き、次の世代に引き継いでいくことを目指して、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、障害者に対する県民の理解を深め、障害者の権利を擁護するための施策（以下この章及び第２２条第１項において「障害者の権利擁護等のための施策」というに関し、基本理念を定め、。）　並びに県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、障害者の権利擁護等のための施策の基本となる事項を定めることにより、障害者の権利擁護等のための施策を総合的に推進し、もって全ての県民が障害の有無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

２　この条例において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（基本理念）

第３条　障害者の権利擁護等のための施策は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、自らの意思によって社会経済活動に参加し、自立した地域生活を営む権利を有すること及び何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを踏まえ、全ての県民が各々の役割を果たすとともに、相互に協力することを旨として行われなければならない。

（県の責務）

第４条　県は、前条に規定する基本理念にのっとり、障害者の権利擁護等のための施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

（市町村との連携）

第５条　県は、市町村と連携し、かつ、協力して、障害者の権利擁護等のための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

２　県は、市町村が障害者の権利擁護等のための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

（県民の役割）

第６条　県民は、第３条に規定する基本理念にのっとり、障害者に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する障害者の権利擁護等のための施策に協力するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第７条　県は、障害者の権利擁護等のための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第２章　障害者の権利擁護

第１節　不利益取扱いの禁止等

（不利益取扱いの禁止）

第８条　何人も、次に掲げる行為（以下「不利益取扱い」という。）をしてはならない。

(1) 障害者に社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２条第１項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して、障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(2) 障害者に障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）第５条第１項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して、同条第１７項に規定する相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、障害者の意に反して同条第１項に規定する厚生労働省令で定める施設若しくは同条第１２項に規定する障害者支援施設への入所を強制し、又は同条第１０項に規定する共同生活介護若しくは同条第１６項に規定する共同生活援助を行う住居への入居を強制すること。

(3) 障害者に医療を提供する場合において、障害者に対して行う次に掲げる行為

ア　障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

イ　法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、障害者が希望しない長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。

(4) 障害者に商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、障害者に対して、その障害の特性により他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(5) 労働者の募集又は採用を行う場合において、障害者に対して、従事させようとする業務を障害者が適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(6) 障害者を雇用する場合において、障害者に対して、業務を適切に遂行することが

できないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件、配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格、教育訓練若しくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇すること。

(7) 障害者に教育を行う場合において、障害者に対して行う次に掲げる行為

ア　障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を講じないこと。

イ　障害者又はその保護者（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１６条に規定する保護者をいう。第１６条第２項において同じ。）への意見聴取及び必要な説明を行わないで、就学させるべき学校（同法第１条に規定する小学校、中学校又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。）を指定すること。

(8) 障害者が不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害者に対して、建物その他の施設の構造上又は公共交通機関の車両、自動車、船舶及び航空機の構造上やむを得ないと認められる場合、障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(9) 不動産取引を行う場合において、障害者又は障害者と同居する者に対して、建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(10) 障害者から情報の提供を求められた場合において、障害者に対して、当該情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(11) 障害者が意思を表示する場合において、障害者に対して、障害者が選択した意思表示の方法によっては障害者の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、意思の表示を受けることを拒み、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

（社会的障壁の除去のための合理的な配慮）

第９条　社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮（第１１条第１項において「合理的配慮」という。）がされなければならない。

（虐待の禁止）
第１０条　何人も、障害者に対し、次に掲げる行為（次条第１項において「虐待」という。）をしてはならない。
(1) 障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
(2) 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
(3) 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
(4) 障害者を養護する責任がある場合において、障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他養護を著しく怠ること。
(5) 障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。
第２節　不利益取扱い等に関する相談
（特定相談）
第１１条　何人も、県に対し、不利益取扱い、合理的配慮又は虐待に関する相談（次項及び第１４条第１項において「特定相談」という。）をすることができる。
２ 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。
(1) 特定相談に応じ、関係者に必要な助言、情報提供等を行うこと。
(2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
(3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。
（地域相談員）
第１２条　県は、次に掲げる者に、前条第２項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。
(1) 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１２条の３第２項に規定する身体障害者相談員
(2) 知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第１５条の２第２項に規定する知的障害者相談員
(3) 障害者に関する相談又は人権擁護について知識又は経験を有する者のうち知事が適当と認める者
２ 知事は、前項第３号の者に委託をしようとするときは、あらかじめ、熊本県障害者の相談に関する調整委員会（第２２条に規定する熊本県障害者の相談に関する調整委員会をいう。以下この節及び次節において同じ。）の意見を聴かなければならない。
３ 第１項の規定による委託を受けた者（以下「地域相談員」という。）は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。
４ 地域相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。そ

の業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

（広域専門相談員）

第１３条　知事は、第１１条第２項各号に掲げる業務を行わせるため、障害者の福祉の増進に関し優れた識見を有する者のうちから、広域専門相談員を委嘱することができる。

２ 知事は、前項の規定により委嘱をしようとするときは、あらかじめ、熊本県障害者の相談に関する調整委員会の意見を聴かなければならない。

３ 広域専門相談員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

４ 広域専門相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

（指導及び助言）

第１４条　地域相談員は、特定相談について、必要に応じ、広域専門相談員に対し、指導及び助言を求めることができる。

２ 広域専門相談員は、前項の規定による求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うものとする。

（連携及び協力）

第１５条　専門的知識をもって障害者に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者は、知事、地域相談員及び広域専門相談員と連携し、この条例による施策の実施に協力するよう努めるものとする。

第３節　不利益取扱いに該当する事案の解決のための仕組み

（助言又はあっせんの求め）

第１６条　不利益取扱いを受けたと認める障害者は、知事に対し、当該不利益取扱いに該当する事案（以下この条及び次条において「対象事案」という。）の解決のための助言又はあっせんを行うよう求めることができる。

２ 対象事案に係る障害者の保護者、後見人その他の関係者は、前項に規定する求めをすることができる。ただし、当該求めをすることが障害者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

（助言又はあっせん）

第１７条　知事は、前条第１項又は第２項の規定による求めがあったときは、熊本県障害者の相談に関する調整委員会に対して助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。

２ 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、前項の規定による求めがあったときは、助言若しくはあっせんの必要がないと認めるとき、又は対象事案の性質上助言若しくはあっせんをすることが適当でないと認めるときを除き、助言又はあっせんを行

うものとする。
３ 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案の関係者に対し、助言又はあっせんを行うために必要な限度において、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。
４ 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、対象事案の解決に必要なあっせん案を作成し、これを関係当事者に提示することができる。
（勧告）
第１８条　熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、あっせん案を提示した場合において、不利益取扱いをしたと認められる者が正当な理由がなく当該あっせん案を受諾しないときは、不利益取扱いをしたと認められる者が必要な措置をとるよう勧告することを知事に対して求めることができる。
２ 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認められるときは、不利益取扱いをしたと認められる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。
３ 知事は、前条第３項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求められた者が正当な理由がなくこれを拒んだとき、又は虚偽の資料の提出若しくは説明を行ったときは、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。
（事実の公表）
第１９条　知事は、前条第２項又は第３項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。
（意見陳述の機会の付与）
第２０条　知事は、前条の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。
第３章　県民の理解の促進
第２１条　県は、障害者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進、障害者と障害者でない者との交流の機会の提供、当該交流のための拠点の整備その他必要な措置を講ずるものとする。
第４章　熊本県障害者の相談に関する調整委員会
第２２条　障害者の権利擁護等のための施策に関する重要事項について調査審議するため、熊本県障害者の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。
２ 調整委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
３ 調整委員会は、委員１５人以内をもって組織する。

４ 委員は、障害者及び福祉、医療、雇用、教育その他障害者の権利の擁護について優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
５ 委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
６ 委員は、再任されることができる。
７ 委員は、この条例に基づき職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
８ この条例に規定するもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
第５章　雑則
（規則への委任）
第２３条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
（罰則）
第２４条　第１３条第４項又は第２２条第７項の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。
附則
（施行期日）
１ この条例は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、第４章及び次項の規定は、公布の日から施行する。
（この条例の施行のために必要な準備）
２ 第１２条第１項の規定による地域相談員への業務の委託の手続その他の行為及び第１３条第１項の規定による広域専門相談員の委嘱の手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
（検討）
３ 知事は、この条例の施行後３年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

②　千葉県　「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」

目次

前文
第一章 総則（第一条―第七条）
第二章 差別の事案の解決
第一節 差別の禁止等（第八条―第十一条）
第二節 地域相談員等（第十二条―第十九条）
第三節 解決のための手続（第二十条―第二十八条）
第三章 推進会議（第二十九条・第三十条）
第四章 理解を広げるための施策（第三十一条・第三十二条）
第五章 雑則（第三十三条―第三十六条）
附則

障害のある人もない人も、誰もが、お互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らすことのできる社会こそ、私たちが目指すべき地域社会である。

このような地域社会を実現するため、今、私たちに求められているのは、障害のある人に対する福祉サービスの充実とともに、障害のある人への誤解や偏見をなくしていくための取組である。

この取組は、障害のある人に対する理解を広げる県民運動の契機となり、差別を身近な問題として考える出発点となるものである。そして、障害のあるなしにかかわらず、誰もが幼いころから共に地域社会で生きるという意識を育むのである。

すべての県民のために、差別のない地域社会の実現と、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない人生を尊重し合う千葉県づくりを目指して、ここに障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組について、基本理念を定め、県、市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、当該取組に係る施策を総合的に推進し、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現を図り、もって現在及び将来の県民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「障害」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する身体障害、知的障害若しくは精神障害、発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第一項に規定する発達障害又は高次脳機能障害があることにより、継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態を

いう。
２　この条例において「差別」とは、次の各号に掲げる行為（以下「不利益取扱い」という。）をすること及び障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置（以下「合理的な配慮に基づく措置」という。）を行わないことをいう。
一　福祉サービスを提供し、又は利用させる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
イ　障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。
ロ　本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
二　医療を提供し、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
イ　本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
ロ　法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること。
三　商品又はサービスを提供する場合において、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
四　労働者を雇用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
イ　労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
ロ　賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをすること。
ハ　本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強いること。
五　教育を行い、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
イ　本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。

ロ 本人若しくはその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校（同法第一条に規定する学校をいう。）を決定すること。
六 障害のある人が建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
イ 建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
七 不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権
の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
八 情報を提供し、又は情報の提供を受ける場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
イ 障害を理由として、障害のある人に対して情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
ロ 障害を理由として、障害のある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
３ この条例において「障害のある人に対する虐待」とは、次の各号に掲げる行為をいう。
一 障害のある人の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
二 障害のある人にわいせつな行為をすること又は障害のある人をしてわいせつな行為をさせること。
三 障害のある人を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の障害のある人を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
四 障害のある人に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害のある人に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
五 障害のある人の財産を不当に処分することその他当該障害のある人から不当に財産上の利益を得ること。
（基本理念）
第三条 すべて障害のある人は、障害を理由として差別を受けず、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしく、地域で暮らす権利を有する。

２ 障害のある人に対する差別をなくす取組は、差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害のある人に対する理解を広げる取組と一体のものとして、行われなければならない。
３ 障害のある人に対する差別をなくす取組は、様々な立場の県民がそれぞれの立場を理解し、相協力することにより、すべての人がその人の状況に応じて暮らしやすい社会をつくるべきことを旨として、行われなければならない。
（県の責務）
第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を総合的かつ主体的に策定し、及び実施するものとする。
（県と市町村との連携）
第五条 県は、市町村がその地域の特性に応じた、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施する場合にあっては、市町村と連携するとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（県民の役割）
第六条 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努め、障害のある県民及びその関係者は、障害のあることによる生活上の困難を周囲の人に対して積極的に伝えるよう努めるものとする。
２ 県民は、基本理念にのっとり、県又は市町村が実施する、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策に協力するよう努めるものとする。
（財政上の措置）
第七条 知事は、県の財政運営上可能な範囲内において、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
第二章 差別の事案の解決
第一節 差別の禁止等
（差別の禁止）
第八条 何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない。ただし、不利益取扱いをしないこと又は合理的な配慮に基づく措置を行うことが、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担になる場合においては、この限りでない。
（虐待の禁止）
第九条 何人も、障害のある人に対し、虐待をしてはならない。
（通報）

第十条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス又は同条第十七項に規定する相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）に従事する者（以下「障害福祉サービス等従事者」という。）は、障害福祉サービス等を利用する障害のある人について、他の障害福祉サービス等従事者が障害のある人に対する虐待を行った事実があると認めるときは、速やかに、これを関係行政機関に通報するよう努めなければならない。

２ 障害福祉サービス等従事者は、前項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

（通報を受けた場合の措置）

第十一条 県が前条第一項の規定による通報を受けたときは、知事は、障害福祉サービス等の事業の適正な運営を確保することにより、当該通報に係る障害のある人に対する虐待の防止及び当該障害のある人の保護を図るため、障害者自立支援法の規定による権限を適切に行使するものとする。

第二節 地域相談員等

（身体障害者相談員）

第十二条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十二条の三第二項に規定する身体障害者相談員は、同条第一項に規定する業務の一部として、差別に該当する事案（以下「対象事案」という。）に関する相談に係る業務を行うものとする。

（知的障害者相談員）

第十三条 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二第二項に規定する知的障害者相談員は、同条第一項に規定する業務の一部として、対象事案に関する相談に係る業務を行うものとする。

（その他の相談員）

第十四条 知事は、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者その他第三十条第一項各号に掲げる分野に関し優れた識見を有する者のうち適当と認める者に委託して、対象事案に関する相談に係る業務を行わせることができる。

２ 知事は、前項の委託を行うに当たっては、あらかじめ千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）に基づき設置された千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（業務遂行の原則）

第十五条 前三条に規定する業務を行う相談員（以下「地域相談員」という。）は、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその業務を行わなければならない。

２ 地域相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務を終了した後も同様とする。

（広域専門指導員）
第十六条 知事は、次の各号に掲げる職務を適正かつ確実に行うことができると認められる者を、千葉県行政組織条例第十七条第四項に規定する健康福祉センターの所管区域及び保健所を設置する市の区域ごとに、広域専門指導員として委嘱することができる。
一 地域相談員に対し、専門的な見地から業務遂行に必要な技術について指導及び助言を行うこと。
二 対象事案に関する相談事例の調査及び研究に関すること。
三 第二十二条第二項に規定する調査に関すること。
２ 知事は、前項の委嘱を行うに当たっては、あらかじめ調整委員会の意見を聴かなければならない。
（指導及び助言）
第十七条 地域相談員は、対象事案に係る相談について、必要に応じ、広域専門指導員の指導及び助言を求めることができる。
２ 広域専門指導員は、前項の求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うものとする。
（協力）
第十八条 地域相談員以外の、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行うものは、知事、地域相談員及び広域専門指導員と連携し、この条例に基づく施策の実施に協力するよう努めるものとする。
（職務遂行の原則）
第十九条 広域専門指導員は、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその職務を行わなければならない。
２ 広域専門指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
第三節 解決のための手続
（相談）
第二十条 障害のある人、その保護者又はその関係者は、対象事案があると思うときは、地域相談員に相談することができる。
２ 地域相談員は、前項の相談を受けたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。
一 関係者への必要な説明及び助言並びに関係者間の調整
二 関係行政機関の紹介
三 法律上の支援（民事上の事件に限る。）の制度に関するあっせん
四 関係行政機関への前項の相談に係る事実の通告

五 虐待に該当すると思われる事実の通報
六 次条に規定する助言及びあっせんの申立ての支援
（助言及びあっせんの申立て）
第二十一条 障害のある人は、対象事案があると思うときは、知事に対し、調整委員会が当該対象事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。
２ 障害のある人の保護者又は関係者は、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。
３ 前各項の申立ては、その対象事案が次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。
一 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）その他の法令により、審査請求その他の不服申立てをすることができる事案であって行政庁の行う処分の取消し、撤廃又は変更を求めるものであること。
二 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から三年を経過しているものであること（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。）。
三 現に犯罪の捜査の対象となっているものであること。
（事実の調査）
第二十二条 知事は、前条第一項又は第二項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。
２ 知事は、前条第一項又は第二項の申立てについて必要があると認める場合には、広域専門指導員に必要な調査を行わせることができる。
３ 関係行政機関の長は、第一項の規定により調査の協力を求められた場合において、当該調査に協力することが、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持（以下「公共の安全と秩序の維持」という。）に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めるときは、当該調査を拒否することができる。
４ 関係行政機関の長は、第一項の規定による調査に対して、当該調査の対象事案に係る事実が存在しているか否かを答えるだけで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事実の存否を明らかにしないで、当該調査を拒否することができる。
（助言及びあっせん）
第二十三条 知事は、第二十一条第一項又は第二項に規定する申立てがあったときは、調整委員会に対し、助言又はあっせんを行うことの適否について審理を求めるものと

する。
２ 調整委員会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、当該助言又はあっせんに係る障害のある人、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
３ 関係行政機関の長は、前項に規定する出席による説明若しくは意見の陳述又は資料の提出（以下「説明等」という。）を求められた場合において、当該説明等に応じることが、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めるときは、当該説明等を拒否することができる。
４ 関係行政機関の長は、説明等の求めに対して、当該対象事案について事実が存在しているか否かを答えるだけで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事実の存否を明らかにしないで、当該説明等の求めを拒否することができる。
（勧告等）
第二十四条 調整委員会は、前条第一項に規定する助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、知事に対して当該差別を解消するよう勧告することを求めることができる。
２ 知事は、前項の求めがあった場合において、差別をしたと認められる者に対して、当該差別を解消するよう勧告することができる。この場合において、知事は、前項の求めを尊重しなければならない。
３ 知事は、正当な理由なく第二十二条第一項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告するものとする。
４ 知事は、関係行政機関に対し第二項に規定する勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に対してその旨を通知しなければならない。この場合において、当該行政機関の長が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めて通知したときは、知事は、当該勧告をしないものとする。
（意見の聴取）
第二十五条 知事は、前条第二項又は第三項の規定による勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、当事者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告することができる。
（訴訟の援助）
第二十六条 知事は、障害のある人が、差別をしたと認められるものに対して提起する訴訟（民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停、民事訴訟法（平

成八年法律第百九号）第二百七十五条第一項の和解及び労働審判法（平成十六年法律第四十五号）による労働審判手続を含む。以下同じ。）が第二十三条第一項に規定する助言又はあっせんの審理を行った事案に係るものである場合であって、調整委員会が適当と認めるときは、当該訴訟を提起する者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用の貸付けその他の援助をすることができる。

（貸付金の返還等）

第二十七条 前条の規定により訴訟に要する費用の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定める日までに、当該貸付金を返還しなければならない。ただし、知事は、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、相当の期間、貸付金の全部又は一部の返還を猶予することができる。

（秘密の保持）

第二十八条 調整委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第三章 推進会議

（設置）

第二十九条 県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、障害のある人及びその支援を行う者、次条第一項に規定する分野における事業者、障害のある人に関する施策又は人権擁護に関し専門的知識を有する者並びに県の職員からなる会議（以下「推進会議」という。）を組織するものとする。

２ 推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

（分野別会議）

第三十条 推進会議に、次の各号に掲げる分野ごとの会議（以下「分野別会議」という。）を置くものとする。

一 福祉サービス、医療及び情報の提供等の分野

二 商品及びサービスの提供の分野

三 労働者の雇用の分野

四 教育の分野

五 建物等及び公共交通機関並びに不動産の取引の分野

２ 分野別会議は、次の各号に掲げる事項に関し協議を行うものとする。

一 前項各号に掲げるそれぞれの分野における障害のある人に対する差別の状況についての共通の認識の醸成に関すること。

二 前項各号に掲げるそれぞれの分野における障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための、構成員によるそれぞれの立場に応じた提案に基づく具体的な取組に関すること。

三 前号に規定する取組の実施の状況に関すること。

四 調整委員会と連携して行う、前項各号に掲げるそれぞれの分野における差別の事例及び差別の解消のための仕組みの分析及び検証に関すること。

３ 分野別会議の構成員は、基本理念にのっとり、相協力して障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組の推進に努めなければならない。

第四章 理解を広げるための施策

（表彰）

第三十一条 知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、基本理念にのっとり、県民の模範となる行為をしたと認められるものについて、表彰をすることができる。

２ 知事は、前項の表彰をするに当たっては、調整委員会の意見を聴かなければならない。

３ 地域相談員及び広域専門指導員は、第一項の行為をしたと認められるものを知事に推薦することができる。

４ 知事は、第一項の表彰をした場合は、その旨を公表するものとする。

（情報の提供等）

第三十二条 知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための民間の取組について、県民への情報の提供その他の必要な支援をすることができる。

第五章 雑則

（条例の運用上の配慮）

第三十三条 この条例の運用に当たっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第一項に規定する委員会及び委員の独立性並びに市町村の自主性及び自立性は、十分配慮されなければならない。

（関係行政機関の措置）

第三十四条 関係行政機関は、この条例の趣旨にのっとり、公共の安全と秩序の維持に係る事務の執行に関し、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（委任）

第三十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第三十六条 第十九条第二項又は第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、同年一月一日から施行する。

（検討）

２ 知事は、この条例の施行後三年を目途として、この条例の施行の状況、障害のある人の権利擁護に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について、障害及び差別の範囲、解決の手続等を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（千葉県行政組織条例の一部改正）

３ 千葉県行政組織条例の一部を次のように改正する。

別表第二中千葉県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成十八年千葉県条例第五十二号）第十四条第二項、第十六条第二項及び第三十一条第二項の規定による意見を具申し、同条例第二十三条第一項の規定による助言及びあつせんを行い、同条例第二十四条第一項の規定による勧告について建議し、同条例第二十六条の規定による訴訟の援助について審議し、並びに障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策の策定及び実施に関する重要事項（同条例の解釈指針の策定を含む。）を調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に建議すること。

別表第三中千葉県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会	委員長 副委員長 委員	一 障害のある人 二 県議会議員 三 福祉、医療、雇用、教育、法律その他障害のある人に対する差別の解消について専門的な知識を有する者	二十人以内	二年

（準備行為）

４ 第十四条第二項及び第十六条第二項の規定による意見の聴取並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成十九年十二月二十一日条例第七十八号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

③　北海道　「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」

平成 21 年３月 31 日
北海道条例第 50 号
目次
第１章　総則（第１条―第８条）
第２章　障がい者を支える基本的施策等（第９条―第 18 条）
第３章　障がい者の権利擁護（第 19 条―第 21 条）
第４章　障がい者が暮らしやすい地域づくり
第１節　地域づくりに関する基本指針の策定（第 22 条―第 26 条）
第２節　道の支援（第 27 条）
第５章　障がい者に対する就労の支援（第 28 条―第 32 条）
第６章　北海道障がい者就労支援推進委員会（第 33 条―第 40 条）
第７章　障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（第 41 条―第 48 条）
第８章　北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部（第 49 条―第 51 条）
第９章　雑則（第 52 条・第 53 条）
附則
第１章　総則
（目的）
第１条　この条例は、障がい者及び障がい児の権利を擁護するとともに、障がいがあることによって障がい者及び障がい児がいかなる差別、虐待も受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進するため、障がい者及び障がい児の視点に立って、道の施策の基本となる事項、道が実施すべき事項及び道と市町村との連携により実現すべき事項などを定めること等により、地域における障がい者及び障がい児の権利を擁護し、及び生活の支援に向けた環境を整備し、もって北海道の障がい者及び障がい児の福祉の増進に資することを目的とする。
（定義）
第２条　この条例において「障がい」とは、心身の状態が疾病、傷害その他の事情に伴い、その時々の社会的環境において求められる能力又は機能に達しないことにより、日常生活又は社会生活において継続的に相当な制限を受ける状態をいう。
２　この条例において「障がい者」とは、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第２条に規定する身体障害、知的障害又は精神障害がある者（高次脳機能障害者及び発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第２条第２項に規定する発達障害者を含む。）をいう。

３　この条例において「障がい児」とは、障がい者のうち、18 歳未満のものをいう。
４　この条例において「暮らしやすい地域づくり」とは、障がい者が必要とする配慮と支援の提供及び共に生活する地域住民の理解や協力の下で、障がい者の希望や意欲に基づいた、地域における社会生活が保障される地域づくりをいう。

（基本理念）

第３条　障がい者の権利を実現し、及び社会参加を確保するための社会生活に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

（１）行政機関、学校、地域社会、道民、事業者その他関係団体が、相互に連携して社会全体で取り組むこと。

（２）障がい者への差別を防止し、障がい者の暮らしづらさを解消し、及び障がい者の権利を最大限に尊重すること。

（３）保健、医療、福祉、労働、経済、教育その他障がい者に関するあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。

（４）道内における地域間の格差の是正を図ること。

（道の責務）

第４条　道は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、暮らしやすい地域づくりを推進する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

（道と市町村の連携）

第５条　道は、障がい者施策における市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村がその地域の特性に応じ、この条例の趣旨に合致した施策を実施することができるよう、市町村との緊密な連携を図るとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（道民等の役割）

第６条　道民、事業者及び関係団体（以下「道民等」という。）は、基本理念に基づき、障がい及び障がい者に対する理解を深めるとともに、暮らしやすい地域づくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

（情報の提供）

第７条　道及び障がい者に係る情報を有するものは、情報の保護に留意するとともに、相互に連携し、その責任と能力に応じて暮らしやすい地域づくりを推進するために、障がい者が必要とする情報の提供に努めるものとする。

（財政上の措置）

第８条　道は、障がい者の社会生活に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第２章　障がい者を支える基本的施策等

（関係法令等との調和）
第９条　道は、障がい者の社会生活に関する施策の推進に当たっては、障害者基本法、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）その他の関係法令との調和を図りながら、効果的な施策の展開を図らなければならない。
（道民等の理解の促進）
第 10 条　道は、道民等が障がい及び障がい者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。
（企業等の取組の支援）
第 11 条　道は、地域における障がい者の自立した生活の確保に向けた企業その他の事業者による自主的な取組を支援するよう努めなければならない。
（医療とリハビリテーションの確保）
第 12 条　道は、地域で生活する障がい者に必要な医療とリハビリテーションを確保するよう努めなければならない。
（移動手段の確保）
第 13 条　道は、地域で生活する障がい者の障がいの別及び程度にかかわらず、いかなる差別も受けることなく必要な移動の手段が確保されるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解を得ることができるよう努めなければならない。
（切れ目のない支援）
第 14 条　道は、障がい者の乳幼児期、学齢期等生涯を通じて一貫した切れ目のない支援を確保できるよう努めなければならない。
（保健・福祉及び教育との連携）
第 15 条　道は、保健・福祉と教育の連携を推進するに当たっては、次の点に配慮しなければならない。
（1）障がい児の希望などに応じた教育及び保育が受けられるようにすること。
（2）障がい児を受け入れる教育機関において、関係機関との連携等を通じて、必要な介助、医療的ケア及び自立活動の指導の充実が図られるようにすること。
（3）前号の教育機関の取組の推進を図るため、道及び関係機関は専門知識を有する人材の育成及び確保に努めること。
（4）障がい児に対する支援が、学校及び放課後を問わず、地域全体の連携及び協力の下で行われること。
（5）学校教育及び社会教育など生涯学習の場において、障がい者に関する理解の促進が図られるようにすること。
（高齢者施策等との連携）
第 16 条　道は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、地域の特性に応じ、共生型事業（障がい者、高齢者、子どもなど地域福祉に係る施策について、これらを一

体的に実施する事業をいう。以下この条において同じ。）の普及に努めるとともに、市町村が共生型事業を実施するに当たっては、必要な支援に努めなければならない。

（障がい者の家族に対する配慮）

第 17 条　道は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、障がい者の家族に対して必要な配慮をしなければならない。

（地域間格差の是正等）

第 18 条　道は、この条例に基づく障がい者の社会生活に関する施策の実施に当たっては、障がい者が希望する地域において暮らすことができるよう、サービス基盤の地域間格差の是正と地域間の均衡に配慮しなければならない。

第３章　障がい者の権利擁護

（障がい者の権利擁護）

第 19 条　道及び道民等は、地域で暮らす障がい者の権利擁護に配慮しなければならない。

（障がい者への配慮）

第 20 条　道及び道民等は、学校、公共交通機関、職場その他障がい者が生活をするために必要な場において合理的配慮（障がい者が、障がいのない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために必要な配慮をいう）に努めるとともに、差別や不利益な扱いをしてはならない。

（虐待の禁止）

第 21 条　何人も、障がい者に対し、次に掲げる行為（以下「虐待」という。）を行ってはならない。

（1）障がい者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

（2）障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。

（3）障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置及び遺棄等監護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

（4）障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（5）障がい者の財産を不当に処分することその他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

第４章　障がい者が暮らしやすい地域づくり

第１節　地域づくりに関する基本指針の策定

（基本指針）

第 22 条　知事は、地域間の福祉サービス等の格差及び障がいの有無や程度による社会参加の機会の不均衡の是正を図りながら、障がい者が暮らしやすい地域づくりを推

進するため、市町村が実施することが望ましい事項等の基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第23条　基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）地域で暮らす障がい者に対する相談支援体制の確保に関すること。

（2）地域自立支援協議会（地域で暮らす障がい者の支援に関与する関係者が連携するための協議会をいう。）の設置及び運営に関すること。

（3）地域で暮らす障がい者や当該障がい者の支援に関する地域資源の実態の把握に関すること。

（4）地域住民と地域における関係者との連携や協力等による障がい者の支援体制（災害時の支援を含む。）の確保に関すること。

（5）地域で暮らす障がい者の就労支援に関すること。

（6）調整委員会（地域で暮らす障がい者に対する暮らしづらさの解消を図るために、市町村が設置する協議組織をいう。）に関すること。

（7）前各号に掲げるもののほか、障がい者が暮らしやすい地域づくりについて必要な事項に関すること。

（意見聴取等）

第24条　知事は、基本指針を策定するに当たっては、あらかじめ、障がい者と障がい者の家族及び関係団体の意見を聴くとともに、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

（公表）

第25条　知事は、基本指針を策定したときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

（準用）

第26条　前2条の規定は、基本指針の変更について準用する。

第2節　道の支援

第27条　道は、基本指針に基づく施策の促進を図るとともに、基本指針に基づく市町村の取組に対して、次に掲げる支援のための措置を講じなければならない。

（1）障がい者に対する支援の状況を勘案して規則で定める圏域ごとに市町村の取組に対する助言等を行う支援員を配置すること。

（2）基本指針に基づく施策に必要な人材を養成すること。

（3）その他市町村における必要な体制の整備に対する支援策を講ずること。

第5章　障がい者に対する就労の支援

（就労支援に関する施策）

第28条　道は、障がい者の希望と適性に応じ、障がい者が雇用契約に基づき就労することが可能となり、及び福祉的就労関係事業所（障害者自立支援法に基づく就労継

続支援その他就労関係の事業を実施する事業所をいう。第 31 条第３項及び第 32 条において同じ。）における工賃の水準の向上その他必要な環境が整備されるよう、企業、関係行政機関その他関係者との連携及び協力により、必要な施策を講じなければならない。

２ 道及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第１項に規定する事業主又は使用者は、同条第２項で定める障害者雇用率の達成はもとより、一層の障がい者雇用の促進に努めなければならない。

３ 前項以外の事業主又は使用者は、事業内容などを勘案して、障がい者の雇用促進に努めるものとする。

４ 道及び事業主又は使用者は、障がいを理由に、採用の拒否、解雇及び賃金、昇進等の労働条件や労働環境において、不利益又は不当な扱いを行わないよう努めなければならない。

（就労支援推進計画の策定）

第 29 条　道は、前条の施策を実施するための計画（以下「就労支援推進計画」という。）を策定しなければならない。

２ 就労支援推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第 33 条の北海道障がい者就労支援推進委員会の意見を聴かなければならない。

（認証制度）

第 30 条　知事は、障がい者の就労を支援する施策を推進するため、障がい者の就労支援を行う事業者に対する認証を行うものとする。

２ 前項の認証のための基準は、規則で定める。

３ 知事は、事業者による第１項の認証の取得を促進するため、低利の融資、入札上の優遇その他の措置を講ずるものとする。

４ 知事は、第１項の認証を取得した事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該認証を取り消すことができる。

（１）認証の内容又は条件に違反したとき。

（２）偽りその他不正の手段により認証を受けたとき。

（指定法人）

第 31 条　知事は、第３項に規定する障がい者の就労を支援する施策を推進する業務を実施させるため、道内の法人（非営利の法人に限る。）であって、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により指定することができる。

（１）職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、その計画を確実に遂行するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有すると認められること。

（２）前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、障がい者の就労

の支援を推進するに資すると認められること。
２ 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を公示しなければならない。
３ 指定法人は、道の監督の下、次に掲げる業務を行う。
（1）障がい者の就労支援を推進する観点から、福祉的就労関係事業所の販路の確保に関すること。
（2）障がい者の就労支援を推進する観点からの市場調査、商品開発及びサービスの質の向上に関すること。
（3）前条に規定する認証制度に関する業務のうち規則で定める事項
（4）その他障がい者の就労支援に関し必要な事項であって規則で定める事項
４ 指定法人は、毎事業年度、規則で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
５ 道は、障がい者の就労の支援に関する業務の一部について、指定法人に行わせることができる。
６ 指定法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書を作成し、及び知事に提出し、その承認を受けなければならない。
７ 知事は、この条の規定を施行するため必要な限度において、指定法人に対して、第３項の業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。
８ 知事は、有識者で構成する評価委員会を設置し、指定法人の事業評価を行わせなければならない。
９ 知事は、指定法人が第１項に定める要件を欠き、又は第７項に定める命令に違反した場合は、指定を取り消すことができる。
10 前各項に定めるもののほか、指定法人に関し必要な事項は、規則で定める。
（調達等への配慮）
第 32 条　道は、障がい者の就労を支援する施策を推進するため、道の物品又は役務の調達等に当たっては、福祉的就労関係事業所及び第 30 条の認証を取得した事業者に対し配慮するよう努めるものとする。
第６章　北海道障がい者就労支援推進委員会
（設置）
第 33 条　北海道における障がい者の就労の支援を推進するため、知事の附属機関として、北海道障がい者就労支援推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。
（所掌事項）
第 34 条　推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）知事の諮問に応じ、障がい者の就労を支援する施策の推進に関する重要事項を調査審議すること。
（２）前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務に関すること。
２ 推進委員会は、障がい者の就労の支援の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。
（組織）
第 35 条　推進委員会は、委員 20 人以内で組織する。
（委員）
第 36 条　委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
（１）障がい者
（２）学識経験を有する者
（３）障がい者の保健福祉に関係する団体の役職員
（４）事業者（法人にあっては、その役職員）
（５）関係行政機関の職員
（６）前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者
２ 委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
３ 委員は、再任されることができる。
（会長及び副会長）
第 37 条　推進委員会に会長及び副会長を置く。
２ 会長及び副会長は、委員が互選する。
３ 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
４ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定める順序により、その職務を代理する。
（会議）
第 38 条　推進委員会の会議は、会長が招集する。
２ 推進委員会は、委員の２分の１以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
３ 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
（部会）
第 39 条　推進委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。
２ 部会は、推進委員会から付託された事項について調査審議するものとする。
３ 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

４ 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

（会長への委任）

第 40 条　この章に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が推進委員会に諮って定める。

第 7 章　障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会

（設置）

第 41 条　道は、規則で定める圏域ごとに、障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（以下「地域づくり委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 42 条　地域づくり委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

（1）障がい者の地域での暮らしを支えるサービスに関すること。

（2）差別や虐待及び権利擁護に関すること。

（3）その他地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関すること。

（組織）

第 43 条　地域づくり委員会は、委員 10 人以内で組織する。

（委員）

第 44 条　委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

（1）当該圏域で生活する障がい者

（2）地域住民

（3）学識経験者

（4）関係行政機関の職員

２ 委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３ 委員は、再任されることができる。

（規則への委任）

第 45 条　第 41 条から前条までに定めるもののほか、地域づくり委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

（地域づくり推進員）

第 46 条　道は、地域づくり委員会を運営するため、第 41 条で規定する圏域ごとに、知事の委嘱により、

地域づくり推進員を置く。

２ 地域づくり推進員は、地域づくり委員会を招集するとともに、その運営に係る地域づくり委員会を総理する。

３ 地域づくり推進員は、地域づくり委員会において協議する事項に応じ、委員のうちから適当なものに対し、協議に参加させるものとする。

４ 前項の規定にかかわらず、地域づくり推進員は、協議する事項に応じ、必要と認める参考人に対し、協議への参画を求めることができる。
５ 地域づくり推進員は、第 42 条各号に掲げる事項について、第 49 条第１項に規定する北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部に審議を求めることができる。
（調査）
第 47 条　知事又は地域づくり推進員は、虐待に関する事案及び障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に係る協議に際して必要な事実を確認する場合にあっては、当該協議に必要な事実に関し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。
（勧告等）
第 48 条　地域づくり推進員は、地域づくり委員会における協議の結果、すべての委員の賛成により、著しい暮らしづらさがあると判断した場合にあっては、当該暮らしづらさの原因となる者に対して、改善のための指導をすることができる。
２ 前項の指導（虐待及び障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に限る。）の結果、改善が図られない場合にあっては、地域づくり推進員は、知事に対して、当該暮らしづらさの原因となる者に対して改善を勧告することを求めることができる。
３ 前項に規定する求めがあった場合、知事は、改善の勧告を行うことができる。この場合においては、知事は、あらかじめ期日、場所及び事案の内容を示して、当該事案の原因となる者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。
４ 前項の勧告を行ったにもかかわらず、改善が図られない場合にあっては、知事は、当該勧告内容を公表することができる。
第８章　北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部
（北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部）
第 49 条　障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、道に北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。
２ 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。
（１）暮らしやすい地域づくりの推進に関する重要事項の企画、調整及び推進に関すること。
（２）各圏域に設置された地域づくり委員会から審議を求められた事項に関すること。
（３）その他障がい者施策の推進に関し必要な事項に関すること。
３ 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
４ 本部長は知事をもって、副本部長は副知事をもって充てる。
５ 本部員は、学識経験者、規則で定める関係行政機関の職員等をもって充てる。

６ 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。
７ 本部長に事故があるときは、副本部長のうちから、本部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
８ 推進本部の会議は、本部長が招集する。
（調査部会）
第 50 条　推進本部に、前条第２項第２号に規定する事項について審議を行うために、調査部会を置く。
２ 調査部会の委員については、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
３ 調査部会に部会長及び副部会長を置く。
４ 部会長は、委員が互選する。
５ 部会長は、調査部会を代表し、会務を総理する。
６ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（規則への委任）
第 51 条　前２条に定めるもののほか、推進本部及び調査部会の組織並びに運営に関し必要な事項は規則で定める。
第９章　雑則
（年次報告）
第 52 条　知事は、毎年度、議会に、この条例に基づき講じた障がい者の地域における社会生活に関する施策の推進状況に関する報告を提出しなければならない。
（規則への委任）
第 53 条　この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。
附則
（施行期日）
１ この条例は、施行の準備等を勘案して、規則で定める日から施行する。ただし、第１章、第２章及び第９章の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２ 道は、就労支援推進計画を策定するに当たって、この条例の施行前に策定した同趣旨の計画については、その一部とみなすことができる。
（検討）
３ 知事は、この条例の施行の日から３年を目途として国内の法制度の動向等を踏まえて必要な措置を講じ、その後は、５年を経過するごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

④さいたま市　「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」

平成２３年３月４日
条例第６号
目次
前文
第１章 総則（第１条―第８条）
第２章 障害者の権利の擁護
第１節 障害者への差別の禁止等（第９条―第１５条）
第２節 障害者への虐待の禁止等（第１６条―第２１条）
第３章 障害者の自立及び社会参加のための支援（第２２条―第３１条）
第４章 補則（第３２条）
附則

誰もが皆、その人らしく、人として豊かに生活をする権利を有している。誰もが、本来、自らの決定及び選択に基づいて社会のあらゆる分野の活動に参加し、及び参画する権利を有している。これらの権利の主体であることは、障害の有無にかかわらない。

ある人が、障害の有無にかかわらず、地域生活において活動し、社会参加をするに当たって、何らかの不当な制約を受けることがあるとすれば、日本国憲法で保障されている基本的人権の侵害となる。

本市は、国際連合で採択された障害者の権利に関する条約の理念を踏まえた障害を理由とするいかなる種類の差別もない社会の実現を目指している。

その目指す社会は、人として生まれながらに持つ権利と自由を、障害のある人にもない人にも同じように認める社会である。市民は、障害の有無にかかわらず、誰もが、基本的人権の主体であって、社会の一員である。

ここに、市民が、誰も侵すことができない基本的人権の主体として、尊厳をもって、未来にわたって、安心して地域で生活できる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第１章 総則

（目的）

第１条 この条例は、障害者への差別及び虐待を禁止するとともに、障害者の自立及び社会参加を支援するための措置を講じることにより、障害者が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、権利の主体として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を得られるよう、地域福祉の推進を図り、もって市民が障害の有無にかかわらず、等しく市民として個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享

受することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴ 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

⑵ 事業者 市内において事業活動を行う全ての者をいう。

⑶障害 次に掲げるものをいう。

ア 障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第２条に規定する身体障害、知的障害若しくは精神障害又は発達障害者支援法（平成１６年法律第１６７号）第２条第１項に規定する発達障害

イ アに掲げるもののほか、心身の機能、身体の器官、肢体又は肢体を構成するものに、欠損、喪失等があることにより、日常生活又は社会生活（以下「日常生活等」という。）を営む上で社会的な支援を必要とする状態

⑷障害者 次に掲げる者をいう。

ア 前号アに掲げる障害がある市民

イ 前号イに掲げる障害があることにより、継続的に日常生活等において活動の制限又は参加の制約を受けている市民

⑸保護者 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条に規定する保護者をいう。

⑹養護者 障害者を現に養護する者であって、保護者及び障害者の福祉サービスに従事する者以外のものをいう。

⑺合理的配慮に基づく措置 障害者が障害を原因として日常生活等を営む上で不可欠な活動をすることができず、又は制限されるときに、当該活動をすることができるようにし、又は当該活動の制限を緩和するために行う、用具又は機器の提供、建築物又は設備の改修その他の当該障害者の環境を調整する措置（当該障害者の就業時間又は業務内容を変更する措置で事業活動の目的の達成が妨げられるもの、既存の建築物の本質的な構造を変更する措置その他の当該措置を行う者に社会通念上相当と認められる範囲を超えた過重な負担を課することとなる措置を除く。）をいう。

⑻差別 次に掲げる行為をいう。

ア 障害者の氏名その他の当該障害者の身上に関する事項をみだりに用いて、当該障害者の日常生活等を不当に妨げること。

イ 障害者に教育を行い、又は受けさせる場合に行う次に掲げる行為

（ア）正当な理由なく、障害者に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。

（イ）障害者若しくはその保護者の意見を聴かないで、又は障害者若しくはその保護者に必要な説明を行わないで、入学する学校（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）

第１条に規定する学校をいう。以下同じ。）を決定すること。
（ウ）合理的配慮に基づく措置を行わなければ授業又は試験を受けられないことその他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置を行わないことにより障害者に不利益を与えること。
ウ 障害者を雇用し、又は業務に従事させる場合に行う次に掲げる行為
（ア）募集又は採用に当たって、正当な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又はこれに条件を課すこと。
（イ）正当な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強制すること。
（ウ）合理的配慮に基づく措置を行わなければ業務の遂行が妨げられること、研修を受けられないことその他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置を行わないことにより障害者に不利益を与えること。
エ 保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供又は不特定かつ多数の者に対して行っている商品若しくはサービス（保健医療サービス及び福祉サービスを除く。）の提供若しくは不動産の取引を、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。
オ 不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、建物その他の施設の本質的な構造上やむを得ないとき、本人の生命又は身体の保護のため必要があるときその他の正当な理由があるときを除き、障害者の持つ障害を理由として、当該建物その他の施設又は当該公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。
カ 日常生活等を営む上で必要な情報を提供する場合において、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。
キ 障害者が日常生活等を営む上で必要な意思表示を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、当該障害者が用いることができる手段による意思表示を受けることを拒否し、受けることができる意思表示の手段を制限し、又は意思表示を受けることに条件を課すこと。
ク アからキまでに掲げるもののほか、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不利益な取扱いをし、又は取扱いをしようとすること。
⑼虐待 次に掲げる行為をいう。
ア 障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
イ 障害者にわいせつな行為をすること、障害者をしてわいせつな行為をさせること又は障害者であることを理由に、本人の意思にかかわらず、交際若しくは性的な行為を不当に制限し、若しくは生殖を不能にすること。

ウ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
エ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置をすること。
オ 障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。
カ 保護者、養護者又は障害者の福祉サービスに従事する者が、アからオまでの事実を知りながら、又は障害者が自らの利益や健康を明らかに損なう行為を継続的に行っていることを知りながら放置をすること。
⑽後見的支援を要する障害者 現に福祉サービス等を自ら決定して利用することができないため日常生活等を営むことが困難な障害者であって、保護者及び養護者がいないもの又は保護者が監護を行うことができず、かつ、養護者がいないものをいう。
（基本理念）
第３条 障害者への差別をなくし、及び虐待を防止するための取組は、市、市民及び事業者並びに障害者の医療、保健、福祉、教育、就労等に関係する機関（以下「関係機関」という。）が障害者を権利の主体であると認識し、その権利を尊重し、それぞれの障害に対する理解を深めることにより行われなければならない。
２ 障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進は、市、市民、事業者及び関係機関が相互に連携し、並びに障害者の選択を尊重することにより行われなければならない。
３ 障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進は、障害者が市民の一員として地域において生活し、それぞれにふさわしい役割を果たすことができるよう行われなければならない。
（市の責務）
第４条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、障害者基本法その他の法令との調和を図りながら、障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。
（市民等の責務）
第５条 市民及び事業者は、基本理念に基づき、障害者に対する理解を深めるとともに、障害者の権利を尊重し、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めなければならない。
（計画の策定等）
第６条 市長は、この条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するためさいたま市障害者総合支援計画を策定するとともに、毎年度、別に定めるさいたま市障害者施策推進協議会（以下「推進協議会」という。）に当該計画に基づく施策の実施の状況

を報告しなければならない。
２ 推進協議会は、前項の規定による報告に対して意見を述べるものとする。
（市民相互の意見交換等）
第７条 市長は、障害者に関する施策の課題について市民が相互に意見を交換する場を設けるものとする。
２ 市長は、前項の規定により交換された意見を推進協議会に報告しなければならない。
（顕彰）
第８条 市は、障害者に対する理解の促進に寄与したと認められる者の顕彰に努めるものとする。
第２章 障害者の権利の擁護
第１節 障害者への差別の禁止等
（差別の禁止）
第９条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。
（申立て）
第１０条 障害者は、自己に対する差別が行われた事実があると認めるときは、市長に対し、委員会（第１５条に規定する委員会をいう。第１２条及び第１３条第１項において同じ。）から当該差別に係る事案（以下「事案」という。）を解決するための助言又はあっせんが行われるよう申立てをすることができる。
２ 障害者の保護者若しくは養護者又は障害者に関係する事業者若しくは関係機関は、当該障害者に対する差別が行われた事実があると認めるときは、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。
３ 前２項の申立ては、その事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。
⑴行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるものであって、行政庁の行う処分の取消し若しくは変更又は行政庁の行う事実行為（同法第２条第１項に規定する事実行為をいう。）の撤廃若しくは変更を求めるものであるとき。
⑵申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から３年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。）。
⑶現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。
４ 第１項又は第２項の申立てに係る事案が前項第３号に該当することとなったときは、当該申立ては、取り下げられたものとみなす。

（事案の調査）
第１１条 市長は、前条第１項又は第２項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について、相談支援事業者（市から委託を受けて障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）第７７条第１項第１号に規定する事業を行う者をいう。以下同じ。）と連携し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。
２ 市長は、正当な理由なく前項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告することができる。
（助言及びあっせん）
第１２条 市長は、前条第１項の調査の結果、必要があると認めるときは、委員会に対し、助言又はあっせんを行うことについて審議を求めるものとする。
２ 委員会は、前項の審議を求められた場合において、助言又はあっせんを行うことが適当と認めたときは、事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。
３ 委員会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
（勧告）
第１３条 委員会は、前条第２項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、市長に対し、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することを求めることができる。
２ 市長は、前項の規定による求めがあったときは、前項の助言又はあっせんを受けた者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告するものとする。
（公表）
第１４条 市長は、前条第２項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その勧告の内容を公表することができる。
２ 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。
（委員会の設置等）
第１５条 市長の諮問に応じ、差別に係る事項を調査審議するため、さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
２ 委員会は、委員１０人以内をもって組織する。
３ 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

⑴学識経験を有する者
⑵障害者
⑶事業者の代表者
⑷障害者に関係する団体の代表者
⑸市民
⑹関係行政機関の職員
⑺市職員
４　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
５　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
６　前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。
第２節 障害者への虐待の禁止等
（虐待の禁止）
第１６条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。
（通報）
第１７条 市民並びに事業者及び関係機関（これらの従業員を含む。）は、虐待を受けたと思われる障害者を発見したときは、速やかに、これを市長に通報しなければならない。
２　前項の規定による通報をされた事業者及び関係機関は、当該通報をした従業員その他の者に対し、当該通報をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
（通報を受けた場合の措置等）
第１８条 市長は、前条第１項の規定による通報を受けたときは、相談支援事業者と連携し、虐待を受けたと思われる障害者の安全確認を速やかに行うものとする。
２　市長は、前条第１項の規定による通報を受けたときは、当該通報に係る障害者への虐待の防止及び障害者の保護を図るため、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）、障害者自立支援法その他の法令の規定による権限を適切に行使するものとする。
（立入調査）
第１９条 市長は、虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがあると認めるときは、その職員に、当該障害者の住所若しくは居所に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。
２　障害者の保護者及び養護者、事業者並びに関係機関は、前項の規定による立入調査及び質問に協力しなければならない。
３　第１項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
４　第１項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたも

のと解釈してはならない。

（体制の整備）

第２０条 市は、虐待の通報を受け、虐待を早期に発見し、及び虐待に対応するための体制を整備するものとする。

２ 市は、虐待された障害者又はその保護者若しくは養護者の相談を受け、必要に応じ、助言及び指導を行うための体制を整備するものとする。

（虐待防止の取組状況の公表）

第２１条 市長は、毎年度、虐待の通報の件数、虐待の件数、虐待の状況及び虐待があった場合に講じた措置の内容を公表するものとする。

第３章 障害者の自立及び社会参加のための支援

（障害者等への総合的な支援等）

第２２条 市は、障害者が地域の中で安心して自立した生活を営むことができるようにするため、日常生活等を営む上での課題及び障害の特性を理解し、当該障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援を行わなければならない。

２ 障害者自立支援法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者、市の委託を受けて同法第７７条第１項に規定する地域生活支援事業又は同条第３項に規定する事業を行う事業者及び社会福祉法第４条に規定する社会福祉を目的とする事業を経営する者は、サービスの提供に当たっては、福祉サービスの質の向上並びに障害者及びその家族が地域の中で安心して自立した生活を営む上で必要な福祉サービスの実施に努めなければならない。

３ 市及び相談支援事業者は、相談及び支援の実施に当たっては、専門技術及び職業倫理の向上並びに障害者及びその家族が地域の中で安心して自立した生活を営む上で必要な福祉サービスの把握及び充実に努めるとともに、別に定める指針に従い、事業者及び関係機関と緊密な連携を保ち、支援体制の総合的な調整を行わなければならない。

（成年後見制度等の利用の支援等）

第２３条 市は、後見的支援を要する障害者が地域の中で安心して生活を営むことができるようにするため、成年後見制度及び社会福祉法第２条第３項第１２号に規定する福祉サービス利用援助事業に基づくサービスの円滑な利用のために必要な支援を行わなければならない。

２ 市は、成年後見制度及び前項の福祉サービス利用援助事業を担う人材の育成を行わなければならない。

（障害者の居住場所の確保等）

第２４条 市は、障害者が自ら選択した地域で生活を営むことができるようにするため、障害者の居住する場所の確保及び居住の継続のために必要な施策を講じなければ

ならない。
２ 事業者は、障害者又は障害者と同居する者と不動産の取引を行う場合において、市及
び相談支援事業者と連携し、障害者が地域の中で安心して自立した生活を営む上で必要な居住する場所の提供に努めなければならない。
（意思疎通等が困難な障害者に対する施策等）
第２５条 市は、意思疎通又は相互に情報を提供し、若しくは利用することが困難な障害者に対し、情報通信の技術を利用しやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。
２ 市は、行事を開催するとき並びに情報の提供及び通信を行うときは、意思疎通が困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うものとする。
３ 事業者は、障害者が日常生活等を営む上で必要なサービスを提供するに当たり、意思疎通又は情報を提供し、若しくは情報の提供を受けることが困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うよう努めなければならない。
４ 市は、災害発生時その他の緊急時に障害者と速やかに連絡が取れるようにするための調査を行い、それぞれの障害の特性を理解し、災害発生時その他の緊急時にその特性に応じた支援を行わなければならない。
（障害者の社会参加の機会の拡大）
第２６条 市は、障害者の移動の支援に当たっては、障害者が地域で生活していく上での課題及びそれぞれの障害の特性を理解し、市民、事業者及び関係機関の協力の下、障害者の社会参加の機会の拡大に必要な措置を講じるよう努めなければならない。
２ 市は、道路、建物その他の施設の整備及び管理に当たっては、利用する障害者の障害の特性を十分に理解し、その特性に応じた必要な配慮を行わなければならない。
３ 建物その他の施設又は公共交通機関を管理する事業者は、障害者が当該建物その他の施設又は公共交通機関を利用するときは、その障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うよう努めなければならない。
（生涯にわたる支援）
第２７条 市は、乳幼児であるときから生涯にわたって障害者がその心身の発達のために必要とする適切な支援を受けることができるようにするために必要な措置を講じなければならない。
（障害者への保育等の実施）
第２８条 市は、障害者への保育及び療育の実施に当たっては、それぞれの障害者が必要とする保育及び療育並びにこれらを受けるために必要な支援の内容を把握し、関

係機関との連携の下、必要とする保育及び療育並びにこれらを受けるために必要な支援を行うための措置を講じなければならない。

（障害者に対する包括的な教育の実施等）

第２９条 市及び市が設置する学校は、障害者に対し、包括的な教育（それぞれの障害者が必要とする教育の内容を把握するとともに、必要な教育及び教育上の支援を包括的に行う教育をいう。）を実施しなければならない。

２ 市及び市が設置する学校は、障害者が生活する地域においてそれぞれ必要とする教育を受けることができるようにするため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

３ 市及び市が設置する学校は、本市の教職員が障害者に対する理解を深めるために必要な措置を講じるとともに、学校教育法第１条に規定する特別支援学校及び同法第８１条第２項に規定する特別支援学級における教育に携わる教職員の専門性の向上を図らなければならない。

４ 市は、学校教育及び社会教育の場において、障害者に対する理解の促進が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

（障害者の就労支援）

第３０条 市は、障害者が就労により自立した生活を営むことができるようにするため、障害者が必要とする就労に係る相談及び支援を行う体制を整備し、障害者自立支援法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者との連携の下、障害者の就労の支援を生活の支援と一体的に、かつ、継続的に行わなければならない。

２ 事業者は、それぞれの障害の特性を理解し、障害者に対し、雇用の機会を広げるとともに、就労の定着を図るよう努めなければならない。

（自立支援協議会の設置等）

第３１条 市長の諮問に応じ、障害者の地域における自立した生活の支援（次項において「地域生活支援」という。）に関する事項を調査審議するため、さいたま市地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を設置する。

２ 自立支援協議会は、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長に意見を述べる。

⑴地域生活支援に係る社会資源の開発に関すること。

⑵地域生活支援に係る施策の課題の検討に関すること。

⑶地域生活支援に係る方策の研究に関すること。

⑷地域生活支援に係る福祉事務所及び相談支援事業者に対する助言に関すること。

３ 自立支援協議会は、委員１２人以内をもって組織する。

４ 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

⑴学識経験を有する者

⑵相談支援事業者の代表者
⑶事業者の代表者
⑷障害者に関係する団体の代表者
⑸関係行政機関の職員
⑹市職員
５　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
６　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
７　前各項に定めるもののほか、自立支援協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。
第４章　補則
（委任）
第３２条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成２３年４月１日から施行する。ただし、第１０条から第１４条までの規定は、平成２４年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　第１０条の規定の施行の日前に行われた差別については、同条の規定は、適用しない。
（検討）
３　市長は、この条例の施行後５年を目途として、障害者に係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

⑤岩手県　「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」

平成22年12月14日条例第59号

障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例をここに公布する。

障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例

これまで本県においては、障がいのある人の福祉向上のための様々な取組が行われ、障がいについての県民の理解は徐々に深まりつつある。

しかしながら、依然として、障がいのあることを理由に、障がいのある人を区別する意識やこれに基づいた社会における制度が存在し、障がいのある人の社会参加を妨げる障壁となっている。

私たちは、このような状況を憂慮し、これまで障がいのある児童等と障がいのない児童等が分け隔てなく教育を受けられる機会の拡充が十分に図られていなかったことや障がいのある人に対する誤解、偏見、理解の不足等を解消するための取組が十分に行われていなかったこと等が一因となって様々な障壁を生み、障がいのある人の地域社会への参加を妨げてきたということを改めて認識しなければならない。

今、全国を上回る速度で少子高齢化が進み、地域の担い手が減少していく中にあって、今後、本県が持続可能な社会を構築していくためには、障がいのある人もない人もそれぞれが地域における役割を担い、共に生きる地域づくりを早急に進めていく必要がある。そのためには、すべての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加することができるよう、共に学び共に生きる中で、将来の地域づくりを担うかけがえのない人材に対する正しい知識の普及と理解の促進を図り、障がいのある人に対する不利益な取扱いを解消することが必要である。

ここに私たちは、障がいのある人と障がいのない人とが互いに個人の権利を尊重し合いながら心豊かに主体的に生活することができる地域づくりを目指すことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重し合いながら共に学び共に生きる地域づくりを推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　障がい　障害者基本法(昭和45年法律第84号)第２条に規定する身体障害、知的障害又は精神障害、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第２条第１項に規定する発達障害、高次脳機能障害その他これらに準ずる障害があることに伴い、その時々の社会的環境において求められる能力又は機能に達しないことにより、継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。

（２）　不利益な取扱い　障がいがあることを理由として不利な区別、排除及び権利の制限をすること並びに障がいのない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするための必要かつ合理的な配慮（社会通念上相当と認められる程度を超えた人的負担、物的負担、経済的負担その他の過重な負担を課するものと認められる場合を除く。）をしないこと。

（基本理念）

第３条　障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消は、障がいのある人自らが選択した地域において生活し、地域社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する権利を尊重することを基本として、行われなければならない。

２　障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消のための取組は、不利益な取扱いの多くが、障がいに対する誤解、偏見、理解の不足等に起因するものであることにかんがみ、障がいについての理解を深めることを基本として、行われなければならない。

（県の責務）

第４条　県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施するものとする。

（市町村の役割）

第５条　市町村は、基本理念にのっとり、当該市町村の地域の特性に応じて、それぞれの立場において、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策を推進するよう努めるものとする。

（県民等の役割）

第６条　県民及び事業者（以下「県民等」という。）は、障がいのある人が、地域の一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できるよう、支援に努めることにより、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい地域づくりに努めるものとする。

２　県民等は、基本理念にのっとり、障がいについての理解を深め、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消並びに県及び市町村が実施する障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策への協力に努めるものとする。

３　県民等は、障がいのある人の家族に対して必要な配慮をするよう努めるものとする。
４　障がいのある人は、自らの障がいの特性及び障がいのあることによる生活上の困難について県民等に伝え、理解が得られるよう努めるものとする。
（不利益な取扱いの禁止）
第７条　何人も、障がいのある人に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
（虐待の禁止）
第８条　何人も、障がいのある人に対し、次に掲げる行為（以下「虐待」という。）をしてはならない。
（１）　障がいのある人の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
（２）　障がいのある人にわいせつな行為をすること又は障がいのある人をしてわいせつな行為をさせること。
（３）　障がいのある人を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の障がいのある人を養護すべき義務を著しく怠ること。
（４）　障がいのある人に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がいのある人に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
（５）　障がいのある人の財産を不当に処分することその他当該障がいのある人から不当に財産上の利益を得ること。
（交流機会の拡大等）
第９条　県は、障がいのある人と障がいのない人との交流の機会の拡大及び充実を図るとともに、障がいのある人と障がいのない人との交流の場への積極的な参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
（職員の育成）
第 10 条　県は、障がいのある人に対する支援を適切に行うため、医療、保健、福祉、教育等の業務において、障がいに関する専門的知識を有する職員の育成を図るとともに、すべての職員が障がいについての知識及び理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
（情報の提供及び意見の聴取）
第 11 条　県は、障がいについての理解の促進に資する情報を県民等に対し提供するとともに、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する普及啓発に努めるものとする。
２　県は、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関し、県民等から意見を求め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
（教育の支援体制の整備及び充実）

第 12 条　県は、障がいのある人もない人も共に生きる地域づくりの推進に果たすべき教育の役割の重要性にかんがみ、障がいのある人が障がいのない人と共に学び、必要な教育を受けることができるよう、教育の支援体制の整備及び充実に努めるものとする。

（相互連携）

第 13 条　県は、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策の推進に当たっては、障がいのある人の団体その他の社会福祉関係団体（以下「関係団体」という。）及び市町村と緊密な連携を図るものとする。

（関係団体等への支援）

第 14 条　県は、県民等及び関係団体が自発的に行う障がいについての理解を深め、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に資する活動を促進するため、必要な施策を実施するものとする。

（不利益な取扱い等に関する相談、助言等）

第 15 条　県は、障がいのある人に対する不利益な取扱い及び虐待に関する相談に応じ、これに対する助言及び調整等必要な措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第 16 条　県は、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

１　この条例は、平成 23 年７月１日から施行する。

２　知事は、この条例の施行後３年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

⑥八王子市　「(仮称)障害がある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」（案）

Ⅰ　条例制定の背景

平成１８年に国際連合において障害者の基本的人権を保障する「障害者の権利に関する条約」が採択され、条約の批准に向けて障害者に関わる法改正の動きが活発になってきました。

国においては、障がい者制度改革推進会議が設置され、障害者基本法の一部改正や障害者虐待防止法が制定され、障害者が地域で暮らすための法的整備を含む環境整備や福祉サービスは徐々に充実してきました。

しかしながら、未だに、障害者は誤解や偏見により、障害を理由に不利益な扱いを受けたり、障害に対する配慮が充分でないため、日常生活の様々な場面で不自由を感じている実態があります。

このような経緯を経て、平成１９年に千葉県では、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が制定され、その後北海道、岩手県、熊本県、さいたま市でも同様の条例が制定されました。

本市においては、平成２０年から障害者団体が主催して、障害者の権利を考えるセミナーや勉強会が定期的に開催され、障害者の権利擁護に対する意識・機運が高まり、平成２２年第４回市議会定例会に障害者の権利を擁護するための条例制定の請願が提出されました。

この請願が全会派一致で採択されたことを受け、市では障害者に対する差別をなくすための取組を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、障害の有無を問わず、地域社会で共に支えあい安心して暮らせるまちを目指した本条例案を策定するという方針に至りました。

Ⅱ　条例の骨子

１．条例の目的

・市民及び事業者が障害者に対する理解を深める。

・障害者への差別をなくすための取組みについて基本理念を定め、その取組に係る施策を総合的に推進する。

・障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与する。

２．　定義

・障害者　身体・知的・精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以

下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
・社会的障壁　障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
・差別　障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をいう。

３．基本理念
・障害者に対する差別をなくす取組は、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権が享有されることを前提とする。
・障害者に対する差別をなくす取組は、障害者理解の啓発と一体のものとして行う。
・障害者に対する差別をなくす取組は、市、市民、事業者等の相互の理解・協力が必要となる。

4．市の責務
・基本理念にのっとり、障害者理解の啓発等、差別をなくすための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

５．市民等の責務
・基本理念にのっとり、障害者に対する理解を深め、障害者に対する差別をなくすための市の施策に協力するよう努めなければならない。

６．差別の禁止等
・障害を理由とした差別行為等を禁止する。
・社会的障壁の除去を必要とする障害者にとって、それを怠ることにより、障害者の権利を侵害することとならないよう合理的な配慮(負担が過度にならないもの)をする。

■具体的な差別事例
・お店で、席が空いているのに、「車椅子は場所を取るので、お昼時はお店に来ないで下さい。」と入店を断ること。
・カード等の申込みをするとき、本人確認のため電話確認が必要だからと言う理由で、聴覚障害がある人にも、電話確認以外の方法を提示せず断ること。

７．合理的な配慮
・市、市民、事業者は、次に掲げる場合には、社会的障壁の除去について、合理的な配慮に努めなければならない。

（１）不特定多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む。）を提供する場合
（２）意思疎通を図る場合及び不特定多数の者に情報を提供する場合
（３）商品を販売し、又はサービスを提供する場合
（４）不動産の取引を行う場合
（５）労働者の募集、採用及び労働条件を決定する場合
（６）医療又はリハビリテーションを提供する場合
（７）教育を行う場合
（８）療育を行う場合
（９）その他社会的障壁となって、障害者に対し日常生活又は社会生活に相当な制限を与える場合

合理的な配慮とは？
障害のある人が障害のない人と同じ事をするときに、市や事業者や市民等の周りの人が、障害のある人に合わせて、その状況に応じた変更や調整などを、お金や労力の負担がかかりすぎない範囲で行うことを合理的な配慮と言います。

■合理的な配慮の事例
〇建物や道路やバスなど
事故で電車が止まった時などに今の情報を聴覚障害の人に伝えたり、知的障害の人に優しい言葉で伝えたりすること。
〇コミュニケーション
お店で、視覚障害のある人に商品の説明や値段を伝えたりするなどの配慮がされること。
〇医療、リハビリ
聴覚障害者が医師から診断の結果を聞く際に筆談などで説明してもらったり、知的障害者がやさしい言葉で説明してもらったりすること。

◆挿絵の説明
駅のホームに電車が止まっていて、ホームドアの前で車椅子の人が乗り込もうとしている絵が描かれている。

８．市民等の理解の促進
・市は、市民、事業者が障害及び障害者に対する理解を深めるよう普及啓発など、必要な措置を講ずる。
・市は、市職員が障害、障害者に対する知識及び理解を深めるために必要な措置を講

ずる。

９．移動手段の確保
・市の施策：障害者の社会参加の機会を拡大するために必要な措置を講ずるよう努める。

１０．情報伝達
・市の施策：コミュニケーション手段の普及・拡大の支援に努める。

１１．医療及びリハビリテーション
・市の施策：障害者の意思と選択に基づいた医療・リハビリテーションが受けられるよう医療機関との調整に努める。

１２．教育
・市の施策：障害のある児童・生徒の教育を受ける機会を保障するために適正な措置を講ずるよう努める。

１３．療育
・市の施策：障害のある児童が身近な場所における療育等を受けられるよう適正な措置を講ずるよう努める。

■差別をなくすための市の施策(抜粋)
障害に関する施策は、障害者計画や障害福祉計画をもとに進めていますが、差別をなくすために特に必要な取組としては次のようなものがあります。
〇移動手段について
社会参加の推進のために、移動手段の確保に努めます。
〇コミュニケーションについて
　市役所で手話で制度の説明をしてもらったり、簡単な絵を交えて説明をするように努めます。
〇医療、リハビリ
緊急の場合に障害があることを理由に入院を断られることなど無いよう、医療機関に障害のある人への理解が進むよう連携します。
〇教育
　障害のある児童や生徒が入学及び在学中において教育を受ける機会を保障するよう努めます。

○療育
障害のある子供が、住み慣れた地域で、療育などを受けられるよう努めます。

１４．関係法令等との調和
・市は、障害者に対する差別をなくす施策の推進にあたっては、障害者基本法、障害者自立支援法その他の関係法令との調和を図らなければならない。

１５．差別に関する相談、助言等
・障害者、保護者等は、差別に該当する事案について、市に相談することができる。
・市の業務
①事実の確認・調査
②助言・情報提供
③関係者間の調整
④関係行政機関の紹介

１６．相談員
・市は、相談支援事業者へ相談業務の全部又は一部を委託することができる。

１７．助言及びあっせんの申立て
・障害者は、差別に該当する事案について、市長に対して解決するための助言、あっせんの申立てをすることができる。
・ただし、対象事案が次の事項に該当する場合は、することができない。
①行政不服審査法等により不服申立てができる事案であって、行政庁の行う処分の取消し、撤廃又は変更を求めるものである場合
②申立ての原因となる事実のあった日から３年を経過している場合
③現に犯罪の捜査の対象となっているものである場合

１８．事実の調査
・市長は、助言及びあっせんの申立てに係る事実について、調査を行うことができる。

１９．助言又はあっせん
・市長は、助言又はあっせんの適否について、障害者の権利擁護に関する調整委員会へ諮問する。
・調整委員会は、関係者に対して説明を求め、意見を聴取し、資料の提出をもとめることができる。

・市長は、調整委員会の判断を受け、必要な場合は、差別をしたと認められる者に助言・あっせんを行う。

２０．勧告
・市長は、差別をしたと認められる者が助言又はあっせんに従わないときは、従うよう勧告することができる。

２１．調整委員会
・対象事案の申立てについて調査審議するため、市長の附属機関として調整委員会を設置する。

■差別是正のための組織と仕組み図
※相談の流れが矢印を使って、画かれている。
１．相談者は差別などがあった場合は、相談支援事業所や市の窓口などに相談に行きます
２．相談事業者や市は、対象事案について調査し、事実確認や助言等をします
３．調整がうまくいかなかった場合は、相談者は市長宛に助言、あっせんの申立をします
４．市長は八王子市障害のある人の権利擁護に関する調整委員会に、事実確認を諮問します。
５．調整委員会は事実確認を行います。
６．調整委員会は事実確認をもとに、市長に答申を行います。
７．調整委員会の答申のもとに市長は助言、あっせんを行います。
８．調整が最後までうまくいかなかった場合は、市長が勧告を行います

２２．施行
・平成２４年４月１日施行